

『旅行業務取扱管理者【総合・国内】テキスト&問題集』

改正情報

平素より、弊社の書籍をご利用いただき誠にありがとうございます。

『旅行業務取扱管理者【総合・国内】テキスト&問題集』（2012年1月27日初版第1刷）をお読みいただいている方へお知らせです。

2013年4月1日施行で、旅行業法の法改正が行われました。

これにより、新たに「地域限定旅行業」が創設されたほか、旅行業法の一部が改正されています。

以下のページに概要を整理しましたのでご覧ください。

なお、詳細は、観光庁のホームページでご確認されることをお勧めします。

観光庁のホームページ (http://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000162.html)

【該当ページ P15】

現行の改正前(■ 該当箇所)

旅行業の登録業務の範囲

第1種、第2種、第3種の3つに区分される

登録の種別		登録業務範囲
旅行業	第1種旅行業	①すべての旅行業務を取り扱うことができる。 ②ただし、その営業所に国内旅行業務取扱管理者のみ選任している場合は、海外旅行業務を取り扱うことはできない。
	第2種旅行業	①「海外募集型企画旅行の実施」は、不可。 ②受託契約を結べば、「海外募集型企画旅行について委託旅行業者を代理して契約を締結(受託販売)すること」はできる。
	第3種旅行業	①「海外募集型企画旅行の実施」は、不可。 ②受託契約を結べば、「海外募集型企画旅行について委託旅行業者を代理して契約を締結(受託販売)すること」はできる。 ③「国内募集型企画旅行の実施」は、所定の区域及び支払い条件でできる。
旅行業者代理業		①登録業務範囲の規定はない。 ②旅行業者の代理

改正後(■ 該当箇所)

旅行業の登録業務の範囲

第1種、第2種、第3種、地域限定の4つに区分される

登録の種別		登録業務範囲
旅行業	第1種旅行業	①すべての旅行業務を取り扱うことができる。 ②ただし、その営業所に国内旅行業務取扱管理者のみ選任している場合は、海外旅行業務を取り扱うことはできない。
	第2種旅行業	①「海外募集型企画旅行の実施」は、不可。 ②受託契約を結べば、「海外募集型企画旅行について委託旅行業者を代理して契約を締結(受託販売)すること」はできる。
	第3種旅行業	①「海外募集型企画旅行の実施」は、不可。 ②受託契約を結べば、「海外募集型企画旅行について委託旅行業者を代理して契約を締結(受託販売)すること」はできる。 ③「国内募集型企画旅行の実施」は、所定の拠点区域でできる。
	地域限定旅行業	①「海外募集型企画旅行の実施」は、不可。 ②受託契約を結べば、「海外募集型企画旅行について委託旅行業者を代理して契約を締結(受託販売)すること」はできる。 ③「国内募集型企画旅行の実施」は、所定の拠点区域でできる。 ④「受注型企画旅行の実施」と「手配旅行の取り扱い」は、所定の拠点区域に限定される。従って、海外受注型企画旅行の実施と海外手配旅行の取り扱いは不可。
旅行業者代理業		①登録業務範囲の規定はない。 ②旅行業者の代理

【該当ページ P15～P16】

現行の改正前(■ 該当箇所)

注意 第3種旅行業について

- ①第3種旅行業者は、「国内型企画旅行の実施」については、所定の区域内において実施され、かつ旅行代金の20%以内の申込金を除き、旅行代金を旅行開始日より前に收受しない場合、実施することができる。
- ②出発地、目的地、宿泊地及び帰着地の全てが当該区域内で実施されなければならない。
- ③本邦内の企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。)の実施については、一つの企画旅行ごとに一つの自らの営業所の存する市町村の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域内において実施されるものであって、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価(当該対価の20%に相当する金額を超えない範囲で收受することができる申込金を除く。)は、旅行開始日以降に收受する場合、実施することができる。

改正後(■ 該当箇所)

注意 第3種旅行業及び地域限定旅行業について

- ①第3種旅行業者と地域限定旅行業者は、「国内募集型企画旅行の実施」については、所定の区域内において実施される場合、実施することができる。
- ②出発地、目的地、宿泊地及び帰着地の全てが当該区域内で実施されなければならない。
- ③本邦内の企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。)の実施については、一つの企画旅行ごとに一つの自らの営業所の存する市町村の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域内において実施される場合、実施することができる。この区域を「拠点区域」という。
- ④地域限定旅行業者については、「受注型企画旅行の実施」と「手配旅行の取り扱い」についても、拠点区域内に限定される。
- ⑤「拠点区域」とは、以下の区域をいう。
 - ア. 自らの営業所の存する市町村
 - イ. アの市町村に隣接する市町村
 - ウ. 観光庁長官の定める区域

【該当ページ P16】

現行の改正前(■ 該当箇所)

登録業務範囲の一覧

下表の太枠の「募集型企画旅行の実施」ができるか、否かによって、登録業務範囲が異なる。登録業務範囲によって、第1種、第2種、第3種に分けられる。

登録種別	募集型企画旅行の実施		募集型企画旅行 代理して契約を締結 (受託販売)		受注型企画旅行・ 手配旅行
	国内旅行	海外旅行	国内旅行	海外旅行	
第1種旅行業	○	○注1	○	○	○
第2種旅行業	○	×	○	○	○
第3種旅行業	◎注2	×	○	○	○

注1: 海外旅行業務を取り扱う営業所には、必ず、**総合旅行業務取扱管理者**を選任しなければならない。

注2: 所定の**区域**及び**支払い条件**の場合に限り、「国内募集型企画旅行の実施」ができる。

改正後(■ 該当箇所)

登録業務範囲の一覧

下表の太枠の「募集型企画旅行の実施」ができるか、否か等によって、登録業務範囲が異なる。登録業務範囲によって、第1種、第2種、第3種、地域限定旅行業に分けられる。

登録種別	募集型企画旅行の実施		募集型企画旅行 代理して契約を締結 (受託販売)		受注型企画旅行・ 手配旅行	
	国内旅行	海外旅行	国内旅行	海外旅行	国内旅行	海外旅行
第1種旅行業	○	○注1	○	○	○	○
第2種旅行業	○	×	○	○	○	○
第3種旅行業	◎注2	×	○	○	○	○
地域限定旅行業	◎注2	×	○	○	◎注3	×

注1: 海外旅行業務を取り扱う営業所には、必ず、**総合旅行業務取扱管理者**を選任しなければならない。

注2: 日程が**拠点区域内**の場合に限り、「国内募集型企画旅行の実施」ができる。

注3: 日程が**拠点区域内**の場合に限られる。

【該当ページ P20】

現行の改正前

登録種別	財産的基礎(基準資産額)
第1種旅行業	3000万円以上
第2種旅行業	700万円以上
第3種旅行業	300万円以上
旅行業者代理業	なし

改正後(■該当箇所)

登録種別	財産的基礎(基準資産額)
第1種旅行業	3000万円以上
第2種旅行業	700万円以上
第3種旅行業	300万円以上
地域限定旅行業	100万円以上
旅行業者代理業	なし

【該当ページ P27】

現行の改正前(■該当箇所)

③ 営業保証金の額(例)

前事業年度における旅行業務に関する 旅行者との取引額	営業保証金の額		
	第1種	第2種	第3種
2億円未満	7000万円	1100万円	300万円
2億円以上 4億円未満	7000万円	1100万円	450万円
4億円以上 7億円未満	7000万円	1100万円	750万円
7億円以上 10億円未満	7000万円	1300万円	900万円
(省略)			
60億円以上 70億円未満	7000万円	2700万円	1900万円
70億円以上 80億円未満	8000万円	3000万円	2200万円
(省略)			

改正後(■該当箇所)

③ 営業保証金の額(例)

前事業年度における旅行業務に関する 旅行者との取引額	営業保証金の額			
	第1種	第2種	第3種	地域限定
5000万円未満	7000万円	1100万円	300万円	100万円
5000万円以上 2億円未満	7000万円	1100万円	300万円	300万円
2億円以上 4億円未満	7000万円	1100万円	450万円	450万円
4億円以上 7億円未満	7000万円	1100万円	750万円	750万円
7億円以上 10億円未満	7000万円	1300万円	900万円	900万円
(省略)				
60億円以上 70億円未満	7000万円	2700万円	1900万円	1900万円
70億円以上 80億円未満	8000万円	3000万円	2200万円	2200万円
(省略)				

【該当ページ P27】

現行の改正前

営業保証金の最低額

	旅行業協会に未加入	旅行業協会に加入
	営業保証金の最低額	弁済業務保証金分担金の最低額
第1種旅行者	7000万円	1400万円
第2種旅行者	1100万円	220万円
第3種旅行者	300万円	60万円

改正後(■該当箇所)

営業保証金の最低額

	旅行業協会に未加入	旅行業協会に加入
	営業保証金の最低額	弁済業務保証金分担金の最低額
第1種旅行者	7000万円	1400万円
第2種旅行者	1100万円	220万円
第3種旅行者	300万円	60万円
地域限定旅行者	100万円	20万円